

各位 様

函館市都市建設部都市デザイン課
課長 山口 裕 司

函館市屋外広告物条例の施行と屋外広告物講習会の開催について

「頃より、本市の都市景観行政の推進にあたりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、本市は平成17年10月1日に中核市となり、これにより、これまで北海道が行っていた本市域内での屋外広告物※1の許可等については、「函館市屋外広告物条例」に基づき本市が行うことになりました。

この「函館市屋外広告物条例」では、制限地域、特別制限地域を定め、屋外広告物の表示・設置を制限すると、屋外広告物の表示には、原則、許可基準等に基づく許可が必要なこと、市の区域内で屋外広告物業※2を営む場合は、登録が必要なことなどを規定しています。

そのことから、屋外広告物の表示が想定される建築物の新築等については、あらかじめ条例に基づく許可基準等について確認をしていただくよう、お照会いたします。

また、このたび「函館市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物講習会を別添のとおり開催することといたしましたので、お知らせいたします。

この講習会では、屋外広告物に関する法令・表示方法・施工等について講習することとしており、この受講により、屋外広告物業の登録に必要な業務主任者の資格を取得できるほか、表示面積が10平方メートルを超える固定広告物に設置が義務づけられている管理者となるため、既に有している資格に加え、講習会の受講を必要とする場合等があります。（詳しくは、別添「平成17年度 函館市屋外広告物講習会のご案内」をご覧ください。）

※1 「屋外広告物」とは、以下の要件をすべて満たしたものをいいます。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するもの

○ 営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれます。

※2 「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示または広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

屋外広告物を表示する者に依頼を受けて屋外広告物を表示する者や管理を請け負う者が該当します。屋外広告物法に基づく条例を有する自治体（北海道内では、北海道、札幌市、旭川市、函館市）ごとに屋外広告業の登録が必要になります。

※「函館市屋外広告物条例」の内容は、函館市都市デザイン課のホームページで紹介しておりますので、ご一読いただきませうお願いいたします。

＜市都市デザイン課トップページのURL＞

<http://www.city.hokkaido-c.hokkaido.jp/ashikau/design/index.htm>

※問い合わせ先：函館市都市建設部都市デザイン課 TEL 0138-21-3358

平成17年度 函館市屋外広告物講習会のご案内

函館市屋外広告物条例に基づく屋外広告物講習会を下記のとおりに開催します。

この講習会の受講により、屋外広告物で設置が義務づけられている業務主業者となる資格が与えられます。また、表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物に設置が義務づけられている管理者となるためには、既に有している資格に加え、講習会の受講が必要な場合があります。

- 開催日時 平成18年2月6日(月) 9:30~17:00
- 会 場 サン・リフレ函館 2階 大会議室
(函館市大森町2番14号 電話0138-23-2556)
- 受講資格 何にもありません。
ただし、一定の資格を有する方は、講習会科目E(屋外広告物の施工に関する事)の一部免除が受けられます。(裏面参照)
- 講習科目および日程
9:10~ 9:30 受付
9:30~11:30 屋外広告物の表示方法に関する事
12:30~14:30 屋外広告物に関する法令等
14:30~17:00 屋外広告物の施工に関する事
17:00~ 終了証書の交付

5 申込方法

受付期間	平成18年1月10日(火)~1月30日(月)(郵送の場合も、1月30日締切)
定 員	100名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)
提出書類	○屋外広告物講習会受講申込書 (縦4cm×横3cmで半し込み前6ヶ月以内に、無修正面上半身を撮影した写真を貼ったもの) ○住民票 ※必要に応じ ○屋外広告物講習会一部免除申請書 ○免除事由に該当する、とを証する書面の写し
受講手数料	3,000円
納入方法	講習会当日、受付の際に現金で納付してください。
届 出 先	〒040-8668 函館市東光町4番13号 函館市都市建設部都市デザイン課 電話0138-21-3389

6 当日の注意事項

「屋外広告の知識」(第3次改訂版)(ぎょうせい発行)をテキストとして使用しますので、ご持参ください。

なお、当日講習会会場でも販売いたします。(定価:6,600円)

7 講習科目の一部免除対象者

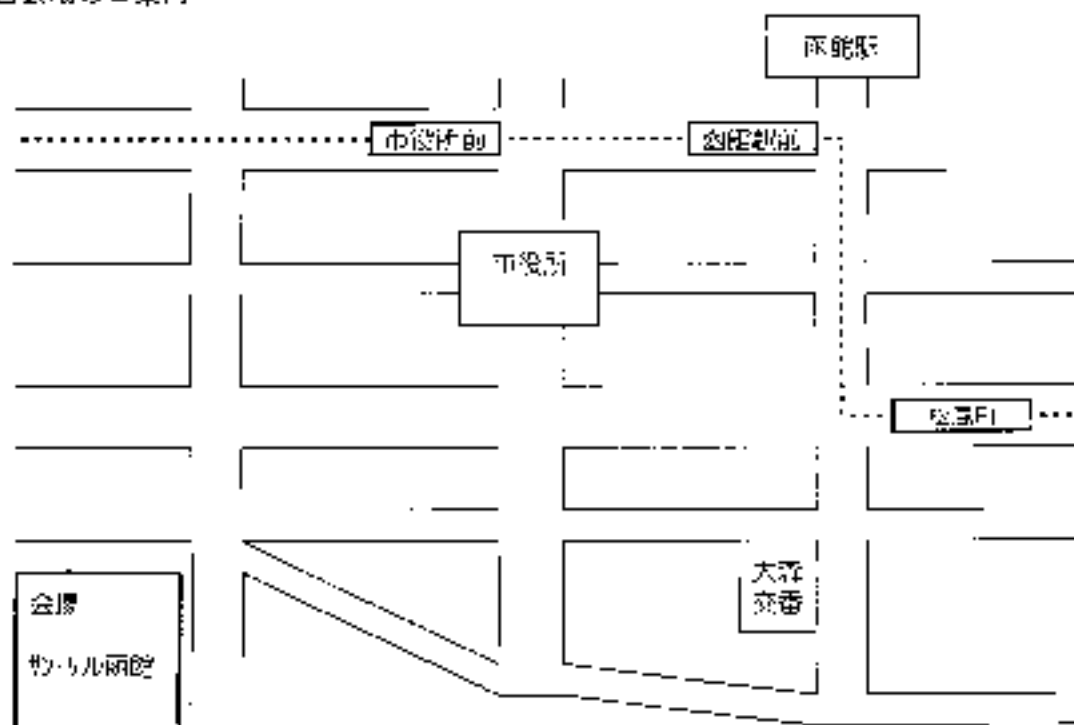
- ・ 建築士（1級または2級）の資格を有する者
- ・ 電気主任技術者免状（第1種、第2種、第3種）の交付を受けた者
- ・ 電気工事士法第8条に規定する電気工事士の資格を有する者
- ・ 職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員係評を受け、技能検定に合格し、または職業訓練を終了した者

8 有資格管理者の資格

表示面積が10平方メートルを超える固定広告物の管理者となるためには、次のいずれかに該当する者でなければなりません。本講習会の受講だけでは、必ずしも資格に基づく有資格管理者にはなれません。

- ・ 屋外広告物法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に際し必要な知識について行う試験に合格した者
- ・ 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に係るものに合格した者
- ・ 建築士（1級または2級）で屋外広告物講習会を終了した者
- ・ ネオン工事に係る特殊電気工事者資格認定証の交付を受けた者で屋外広告物講習会を終了した者
- ・ 電気主任技術者免状（第1種、第2種、第3種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を終了した者
- ・ 別記市営外ヶ谷地区条例第34条の規定により屋外広告業者が各営業所ごとに置く業務主任者

9 講習会場のご案内



◎講習会場：サン・リフレ函館（函館市大森町2番14号 電話0138-23-2556）

※駅から徒歩15分

※車三：松風町留車を下り後徒歩10分

※会場の駐車場は、有料となっております。また、会場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

10 問い合わせ先《申込書の請求先》

【函館市】 函館市都市建設部都市デザイン課 電話0138-21-3389

【子の内】 〒040-0043 函館市宝来町24番1号 有限会社 真光堂
函館広告美術業協同組合 電話 0138-22-7820

※受講番号

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

副館長 様

住所 _____

申込者 氏名 _____

電話 _____

屋外広告物講習会を受けたいので、副館長屋外広告物条例施行規則第32条の規定により、次のとおり申し込みます。

申込者	本籍地 _____ 生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 (____ 歳)	写真 顔のみでも片以内 に横割で正面一半 分を撮影したもの
勤務先	名 称 _____ 代表者の氏名 _____ 通 信 番 号 (_____) 立たる事務所の所在地 _____ (電話 _____)	
屋外広告物講習会講習科目の受講の一部免除の申込 副館長屋外広告物条例施行規則第33条第2項の規定により、屋外広告物講習会の講習科目の受講の一部免除を受けたいので、次のとおり申し出ます。 免除の要件に該当する資格の種別 _____ 注 この欄は、講習科目の受講の一部免除を希望する場合のみ記入してください。		

添付書類

- 住民票の写し
- 講習科目の受講の一部免除を受けようとする場合は、当該免除に係る資格を証する書類

※印様は、記入しないでください。

※受付